

1 現行計画

○計画期間

- ・2012年度（平成24年度）～2025年度（令和7年度）：14年間
- ・中間目標：平成27年度，令和2年度

○設定の考え方

- ・「人口のピークが2023年度（令和5年度）と予想されていたこと」や「第2次循環型社会推進基本計画の循環型社会形成の中長期的なイメージの時期を2025年（令和7年）頃としていたこと」等を踏まえ，2025年（令和7年）までの14年間の計画として策定している。
- ・また，計画期間が長期に渡ることから，概ね5年毎に中間目標を設定している。

○問題点

- ・第1次中間目標年度において，推計人口や目標値との乖離がみられていたが，計画見直しの基準が明確でなかったため，見直しが実施されなかった。

◆廃棄物処理法及び国の考え方

- 廃棄物処理法において，一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と，基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画を定めることとされている。（法第6条第1項，規則第1条の3）
- 国の「ごみ処理基本計画策定指針」では，基本計画は市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものであり，目標年次を概ね10年から15年先において，概ね5年毎に改定するほか，計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとされている。

◆他都市の状況

計画期間	6～10年	13～16年
都市数	15市	5市

- 10年間の基本計画としている都市が11都市と最も多く，ほとんどの都市で概ね5年毎に見直しを行うこととしている。
- 最も長い16年間の基本計画を策定している横浜市では，基本計画を推進するための具体的な取り組みを示した4年間の推進計画を4年毎に策定している。

2 第5次基本計画における考え方

○計画の構成（長期ビジョンと実行計画）

現行計画の問題点と国のごみ処理基本計画策定指針を踏まえ，長期的な基本方針や目標を示す「長期ビジョン」と具体的な施策等を示した「実行計画」で構成する。

○計画期間

- ・長期ビジョン：10年間【2021年度(令和3年度)～2030年度(令和12年度)】

【設定の考え方】

- ・国のごみ処理基本計画策定指針において，目標を概ね10年から15年先とすることが示されている
- ・国等においては，
国の循環型社会形成推進基本計画の食品ロス削減量
プラスチック資源循環戦略におけるワンウェイプラスチック排出抑制量等
SDGs2030アジェンダ
などの取組みの目標年が2030年に設定されている
以上の点を踏まえ，10年間の長期ビジョンとする。

- ・実行計画：5年間

【設定の考え方】

- ・国のごみ処理基本計画基本計画策定指針において，概ね5年毎に改定することが示されている
- ・国の循環型社会形成推進基本計画は，概ね5年毎に見直しが行われている以上の点を踏まえ，5年間の実行計画とする。

○進行管理方法

- ・実行計画の4年目に施策の評価検証を行い，検証結果や人口や経済状況など社会情勢の変化を踏まえ，5年目に次期実行計画を策定し，長期ビジョンの目標についても合わせて見直しを行う。

